

放課後児童クラブの増設について

昨年 8 月に実施した新入児童を対象としたニーズ調査及び 5 月 1 日を基準日として実施した放課後児童クラブの登録・待機児童状況調査等により、令和 6 年 4 月に増設する小学校区を決定しましたので報告します。

1 増設する小学校区（事業開始年月日 令和 6 年 4 月 1 日）

	小学校区	クラブ数	定員
(1)	吉井田	1	55 名程度
(2)	岡山	1	40 名程度
(3)	森合	1	40 名程度

2 増設する小学校区の現状

(1) 吉井田小学校区

吉井田小学校区内の 5 か所の放課後児童クラブは、定員を超過する児童を受け入れており、吉井田支所南東部に 106 区画分の宅地造成が進められていることなど、今後においても同学区内の児童数が増加する見込みであり 55 名程度の増設が必要です。

(2) 岡山小学校区

岡山小学校区内の 3 か所の放課後児童クラブは、定員を超過する児童を受け入れており、東部支所東部に 133 区画分の宅地造成が進められることなどから、今後においても同学区内の児童数が増加する見込みであり 40 名程度の増設が必要です。

(3) 森合小学校区

森合小学校区では 5 か所の放課後児童クラブが開設されており、うち 1 か所は認可外放課後児童クラブであるものの、児童の受け皿として調整機能を果たし待機児童解消に大きく寄与しており、同地区の放課後児童健全育成事業が維持されています。

3 施設運営事業者の選定方法の明確化

(1) 公募・非公募の仕分けを明確化

原則、増設しようとする小学校区内に、施設運営事業者との協議による定員増での対応とします。定員増による対応が困難な場合は公募新設による増設とします。

（「福島市放課後児童クラブ設置・運営事業者【公募】【非公募】対象基準」）

(2) 認可・認可外の仕分けを明確化

増設しようとする小学校区内に、認可外放課後児童クラブ（設置届出があり基準を満たす施設に限る）が事業運営している場合、運営実績や運営状況から認可施設と比較し同等以上の優良な施設であれば、認可外から認可移行による増設とします。

（「福島市放課後児童クラブ施設整備にかかる補助金交付基準」）